**堺市立文化館指定管理者協定書**

**＜年度協定書＞**

目次

第１条（目的）

第２条（○○年度の業務内容）

第３条（○○年度の指定管理料）

第４条（指定管理料の変更）

第５条（指定管理料の支払）

第６条（甲による備品等の貸与）

第７条（協定の変更）

第８条（疑義の取扱い）

（年度協定書別紙１）備品一覧

（年度協定書別紙２）所管美術資料一覧

（年度協定書別紙３）所蔵レプリカ資料一覧

堺市（以下「甲」という。）と○○○〔○○○、○○○及び○○○からなる共同企業体〕（以下「乙」という。）とは、○○年○○月○○日に堺市立文化館の管理に関して締結した基本協定（以下「基本協定」という。）に基づき、乙が管理する施設（以下「管理施設」という。）の○○年度における年度協定（以下「年度協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条　この年度協定は、管理施設の管理業務（以下「本業務」という。）の○○年度の業務内容及び本業務の実施の対価として支払われる指定管理料を定めることを目的とする。

（○○年度の業務内容）

第２条　甲及び乙は、○○年度の業務内容は、基本協定に定めるもののほか事業計画書に定めるとおりであることを確認する。

（○○年度の指定管理料）

第３条　甲は、管理施設の○○年度の管理運営にかかる費用を、指定管理料として、乙に対して次のとおり支払う。ただし、第３号の経費について、乙は、当該費用に係る収支決算書に金額の根拠を確認できる書類等を添えて、甲に対しこの年度協定の満了時から１か月以内に提出し、甲乙間で精算するものとする。

（１）指定管理料　￥　　　　　　　　　　円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　￥　　　　　　　　　　円）

※　「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、指定管理料に１０／１１０を乗じて得た額である。

（２）前号の指定管理料のうち、施設の修繕費用を除く○○○○○円について、乙は、次のとおり年４期に分割し前金払いとして甲に請求するものとする。

第１期分（　４月）　￥　　　　　　　　　　円

第２期分（　７月）　￥　　　　　　　　　　円

第３期分（１０月）　￥　　　　　　　　　　円

第４期分（　１月）　￥　　　　　　　　　　円

（３）第１号の指定管理料のうち、施設の修繕費用○○○○○円について、乙は、４月に概算払いとして甲に請求するものとする。精算時に生じた残余額は乙が甲にすみやかに返納するものとし、不足が生じたときは、乙はこれを甲に請求できないものとする。

（指定管理料の変更）

第４条　甲又は乙は、経済状況等の著しい変動その他の特別な事由により、前条に定める指定管理料が不適当となった場合には、相手方に対して通知をもって指定管理料の変更の協議を申し入れることができるものとする。

２　甲又は乙は、前項の申し入れを受けた場合は、協議に応じなければならない。

３　指定管理料の変更の可否や、変更金額等については、前項の協議により決定するものとする。

（指定管理料の支払い）

第５条　乙は、甲に対して第３条第２号の規定により指定管理料の支払いを請求するものとする。

２　甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から３０日以内に指定管理料を支払わなければならない。

（甲による備品等の貸与）

第６条　甲が乙に無償で貸与する備品等は、年度協定書別紙１から３に示すとおりとする。

（協定の変更）

第７条　本業務に関し、本業務の前提条件や内容が変更となったとき又は特別な事情が生じたときは、甲と乙の協議の上、本協定の規定を変更することができるものとする。

（疑義の取扱い）

第８条　基本協定において年度協定で定めるとしたもので、この年度協定に定めのない事項又はこの年度協定に関し疑義が生じた事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この年度協定を証するため、本書を２通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各１通を保有する。

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　甲

住　所　　堺市堺区南瓦町３番１号

名　称　　堺市

代表者　　堺市長　永藤　英機　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　乙

住　所

名　称

代表者　　　　　　　　　　　　　㊞